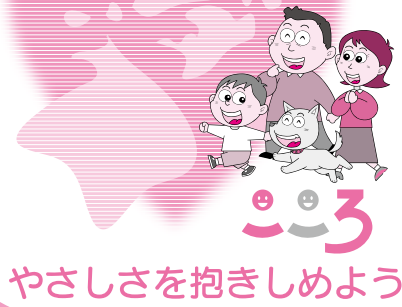


令和3年

8/1

社・協・情・報



社会福祉法人 今治市社会福祉協議会

〒794-0043 今治市南宝来町1丁目9-8 ☎0898-22-6018
今治市総合福祉センター(愛らんど今治)内

今治市社会福祉協議会 ホームページ➡

今治市社会福祉協議会

検索👉

地域の支えあい活動を推進しています

＜今治市生活支援体制整備事業＞

今治市生活支援体制整備事業では、「ちょっとだけ、地域を支える私の手 ～生きていく力とお互いさまの心を育む今治～」をスローガンに、高齢者が安心して暮らすことのできる地域の支えあいの体制づくりを推進しています。多くの地域の方々にご協力いただき、市内各地で生活上のちょっとした困りごとの解決や生きがいづくりにつながる様々な支えあい活動の充実に取り組んでいます。

生活支援の体制づくり

高齢になると日常生活に様々な困りごとが生じやすくなるため、地域で高齢者の生活を支えあう活動が必要とされています。

ゴミ出しのお手伝いや安否確認などの生活支援は、困りごとを抱える高齢者にとって、日々の暮らしの大きな助けとなっています。



集いの場の推進

住民の方同士でつながり、楽しみや交流を持つことは、生きがいある生活につながります。

集いの場では、住民の方が定期的に集い、おしゃべりや趣味活動などを通じて交流しています。参加されている方からは「家では一人なので、話ができてうれしい」という声もあり、寂しさの解消にもつながっています。

～日々の暮らしに役立つ情報を整理しています～

身体機能や生活の変化により、食料品の買い物や交流の減少等、日常生活に様々な困りごとが生じる場合があります。

そこで、市内の生活支援に係る社会資源の情報の整理を進めています。



＜この機関紙は共同募金の協力により発行しています＞

令和3年度 事業計画・予算

新型コロナウイルス感染症の影響により、人のつながりが限られるなか、地域が抱える複雑化する福祉課題に対し、従来からの助け合いの仕組みに加え、新たな地域支え合いが必要不可欠となっています。また、人口減少や核家族化が進行する中で、地域共生社会の実現に向けて専門的な支援として、高齢者や障がい者等の方への新たな権利擁護支援事業に取り組むとともに、住み慣れた地域で安心して生活が継続されるよう安定的な支援に努めます。

事業計画

1 法人運営事業

- (1) 法人運営
 - 法人運営管理 ○職員の資質向上と人材育成
 - 広報活動
- (2) 今治市指定管理者制度による施設の管理運営
 - 今治市福祉センター
- (3) その他の受託事業
 - 今治市高齢者生きがいづくり事業
 - 今治市共同募金委員会事務局

2 地域福祉活動事業の推進

- (1) 地域の新たな住民支えあい活動と住民参加の推進
 - 小地域福祉ネットワーク事業
 - つどいの場、居場所づくり事業
 - 災害時要援護者の支援体制づくり
 - 第3期地域福祉活動計画推進事業
 - 老人福祉センター事業
- (2) 在宅介護者の支援と交流の推進
 - 介護者のつどい ○認知症高齢者家族への支援
- (3) ボランティア活動の育成及び福祉教育の実施
 - ボランティアセンターの運営
 - 担い手養成講座 ○福祉教育推進事業
- (4) 地域子育て支援拠点事業
 - 子育て支援センター事業

(5) 地域介護推進事業

- 介護機器貸出事業(介護保険外)

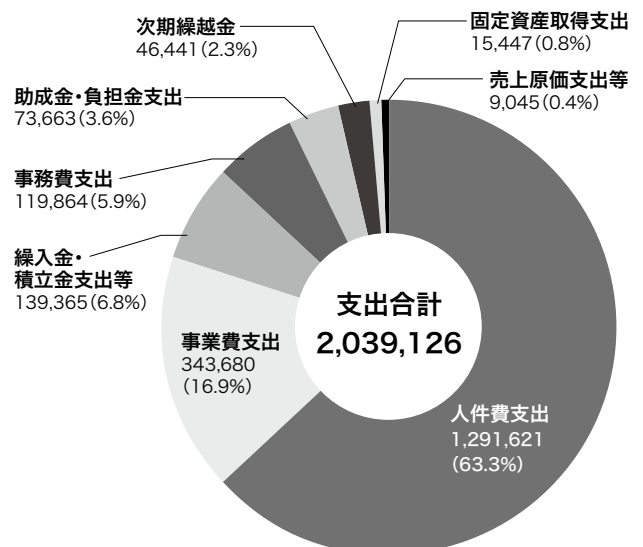
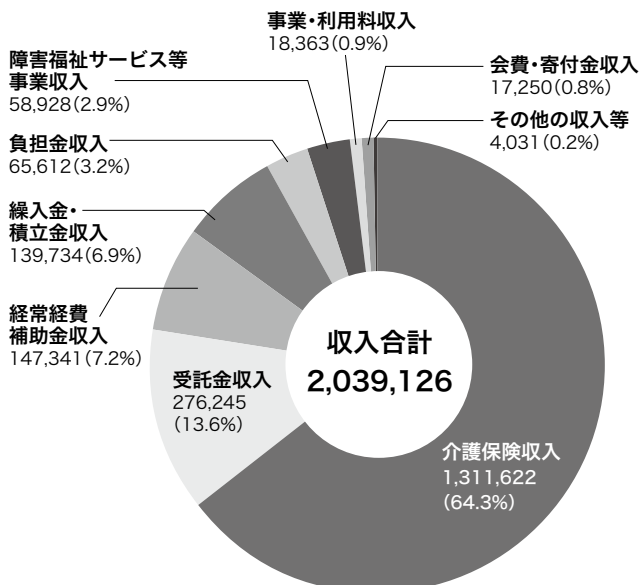
3 福祉相談機能の充実強化

- (1) 福祉相談事業及び各種関係機関との連携による問題解決
 - 心配ごと相談事業 ○法人後見事業
 - 福祉サービス利用援助事業
 - 障がい者生活支援センター事業
 - 手話通訳者等派遣事業
 - 基幹相談支援センター事業 ○生活福祉資金事業
 - 生活困窮者自立相談支援事業

4 介護福祉事業の推進

- (1) 利用者や家族の希望を叶える、介護支援計画の作成と利用支援
 - 居宅介護支援事業
- (2) 質の高い、笑顔とおもいやりを持ったサービスの提供
 - 訪問介護事業 ○訪問入浴介護事業
 - 通所介護事業 ○グループホーム事業
 - 小規模多機能型居宅介護事業
 - 福祉用具貸与及び特定福祉用具販売事業
 - 地域包括支援センター事業
 - 生活支援体制整備事業
 - 高齢者生活支援ハウス運営事業

(単位:千円)



令和2年度 事業報告・決算報告

令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大に伴う生活福祉資金貸付相談事業及び生活困窮者自立支援事業の強化を行うとともに、感染拡大防止対策を行いながら共生社会の実現に向けた地域福祉・相談支援事業の実施や安心した生活を継続するための介護サービスの提供に努めました。

法人運営事業では、組織及び財務を見直し、黒字決算に回復することができました。また、働き方改革に伴う雇用・給与制度の改善に取り組みました。

地域福祉事業では、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う生活上の困難を抱える方々を支援する事業の推進に努めました。また第3期地域福祉活動計画に基づき、地域生活課題の解決に向けた長期的な取組みを進め、「連携・協議の場」づくりに努めました。

介護福祉事業では、要介護者とその家族等の方々ができる限り住み慣れた地域で生活が続けられるように、感染症対策の徹底に努めながら事業の休止を行うことなく、安定したサービスを行いました。しかし、利用者の減少については課題が残りました。

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,327,710	流動負債	189,131
現金 預金	1,085,225	事業未払金	115,156
事業未収金	238,507	預り金	3,686
商品・製品	890	職員預り金	6,552
立替金	1,825	賞与引当金	63,737
前払費用	1,263	固定負債	69,508
固定資産	1,174,165	退職給付引当金	69,508
基本財産	271,717	負債の部合計	258,639
(土地・建物・定期預金)		(純資産の部)	
その他の固定資産	902,448	基本金	34,500
建物・車両・備品等	110,758	国庫補助金等特別積立金	12,966
退職給付引当資産	69,508	その他の積立金	720,822
社会福祉事業等積立資産	720,822	次期繰越額	1,474,948
長期前払費用	1,360	(うち当期活動収支差額)	86,835
資産の部合計	2,501,875	純資産の部合計	2,243,236
		負債及び純資産の部合計	2,501,875

新型コロナの影響を踏まえた生活福祉資金特例貸付について

新型コロナウイルス感染症の影響で休業や失業等により生活資金でお悩みの方々に向けた、生活福祉資金特例貸付の申込を令和3年8月末日(消印有効)まで延長して受付することとなりました。

お申込みは郵送を原則としております。お気軽に最寄りの今治市社会福祉協議会各支部へお問合せください。(受付時間は平日の午前8時30分から午後5時までです。)

《貸付内容》

- 緊急小口資金[主に休業]10万円以内(一定の要件を満たす世帯は20万円)
据置期間:1年以内 償還期限:2年以内(期限内は無利子)
- 総合支援資金[主に失業]単身世帯:月15万円以内 複数世帯:月20万円以内
貸付期間:原則3カ月以内 据置期間:1年以内 償還期限:10年以内(期限内は無利子)



特例貸付に限らず、その他どのようなお困り事でも
お気軽に社会福祉協議会へご相談ください。



今治市社協
ホームページも
ごらんください

まごころをありがとうございました。

皆様方からお寄せいただきましたご芳志につきましては、年間計画に基づいて社会福祉活動の財源として活用させていただいております。ご芳志をいただきました皆様にお礼申し上げます。

※ご芳志につきましては、本部、支部、その他用途についてご指定いただけます。

R2.11.1～R3.5.31

○現金

本部・今治支部 たけうちクリニック武内寛様 マルズミ株式会社川上峻志様 今治友の会様 村上英子様 村上稔様
若葉幼稚園様 いちご&さくら会様 匿名希望11名様

朝倉支部 匿名希望2名様 **菊間支部** 亀岡保育所保護者の会様 匿名希望1名様

吉海支部 匿名希望4名様 **伯方支部** 匿名希望2名様 **関前支部** 上村桐枝様

○香典返し

玉川支部 渡辺恒幸様 **吉海支部** 匿名希望1名様 **宮窪支部** 矢野経章様 匿名希望1名様

伯方支部 匿名希望2名様

上浦支部 吉田正博様 松岡朱美様 美濃克文様 神原秀志様 辻本栄様 佐藤哲也様 神原昭二様 村上博志様

山本レイ子様 藤原正勝様 村上英行様 井上定様 匿名希望1名様

大三島支部 越智孝子様 神原秀志様 佐藤哲也様 渡辺俊彦様 越智千恵様 杉野浩子様 渡辺國香様 匿名希望3名様

○物品

今治支部 FC今治サポーター代表 ユニチャーム株式会社様

ナプテスコマリン四国株式会社様

ネットトヨタ瀬戸内株式会社様 ダイナム愛媛 今治黄金店様

ダイナム愛媛 北条店様 山本義直様 中谷貴彦様 匿名希望4名様

玉川支部 あみものサロン山本真知子様 前山優子様

朝倉支部 岡田眞雄様 **大西支部** 渡部由子様

宮窪支部 匿名希望1名様



日本財団より福祉車両（車いすリフト車）整備の助成を受けました。

今治市社会福祉協議会 社協会員・寄付金

社協の実施する地域福祉活動事業は、市民の皆様の会費や寄付金によって行われています。

▶ 社協会員会費

社協“会員”とは、社協の活動をご理解いただき、社協の重要な財源である“会費”を納めてくださる方々のことをいいます。

社協活動を支える財源には、この“会費”をはじめ、寄付金、共同募金の配分金、補助金、受託金、介護保険事業の収益などがありますが、補助金や受託金の比率が大きいのが実情です。

社会福祉、特に地域福祉に対する期待がますます高まっている今日にあって、社協を運営し、その特色を活かした、地域福祉やボランティア活動などを進めていくためには、市民の皆様の協力が必要です。

会員には、普通会員、特別会員、賛助会員、法人会員があり、会費の額はそれぞれ異なります。詳しくは、本部またはお住まいの支部へお問合せください。多くの方に会員として会費を納めていただき、地域福祉推進のサポーターとして社協活動を応援していただければ幸いです。

▶ 寄付金

寄付金は、社協活動を支える重要な財源です。金額の多少を問わず、年間を通じて受け付けておりますので、みなさまのお気持ちをお寄せください。

寄付の機会としてこんなものがあります。

- 地域行事、趣味の会、企業などのイベントでの収益を
- チャリティでの収益を
- 記念日に合わせて
- 冠婚葬祭でいただいた慶祝金や弔慰金の一部を（返礼の代わりとして）

《寄付金の使い道の指定》

寄付金は、使ってほしい事業の指定もできます。

- 社会福祉事業全般に使ってほしい。
- 地域の支部事業に使ってほしい。
- 高齢者の福祉のために、障がい者の福祉のために、児童の福祉のために、ボランティア事業のためになど。

▶ 税制上の優遇措置

社会福祉協議会は社会福祉法人です。社会福祉法人に対する寄付には、所得税法による寄付金控除、法人税法による寄付金の損金算入等の優遇措置があります。



※ご寄付の受付は、本部及び各支部で行っています。

役員改選のお知らせ 6月25日に役員改選が行われ、長野和幸会長、田中弘副会長、清家和男副会長が再任されました。